

## (仮称) 行財政改革2020基本方針策定に向けて

### 1 はじめに(「新・行革」の改定)

#### (1) 本市の行革の歴史

本市では、平成8年度から三次15年に渡る行政改革により、組織のスリム化と財政の効率化に一定の成果を得てきました。また、平成21年度からは、行政サービスや職員・組織の質的向上を目指し、経営戦略プランを並行して進めてまいりました。

第3次行政改革は平成22年度末で、経営戦略プランは平成23年度末で終了しましたので、本市を取り巻く厳しい社会経済情勢に対応し、市民の行政に対するニーズが多様化する中で、市民が行政サービスの質的向上を実感できるよう、これまでの行革の取組を礎とする、「新・行財政改革の基本方針 実行プラン」を平成24年度に策定し、平成25年度から取組を進めてまいりました。新・行財政改革は、行政の効率化と市民サービスの向上に資する取組との両輪で進めることとし、将来的な収支の視点に立って事業の優先順位付けや事業手法の選択を行うことや公有財産の有効活用を行う改革、市民サービスの質を職員の工夫や努力によって向上させる改革、コスト意識を持って、常に事業の改善を図り、ムダやムラを省く改革の3つの柱を、市民の視点、財務の視点、組織と人材活用の視点、現場起点の4つの視点から検証しながら、進めてまいりました。

#### (2) 本市を取り巻く現状

本市では、急速な少子超高齢化の進展を背景とした行政需要の増加が見込まれるとともに、老朽化した公共施設、都市インフラの更新が必要とされています。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、社会保障費の増加と市税収入の減少から財政のバランスが崩れる「2025年問題」の予兆が本市にも現われています。具体的には、2010年には約35,000人であった75歳以上の高齢者が2025年には66,000人を超え、約1.9倍となる見込みです。こうした状況は、本市で経験したことの無い社会構造の大きな転換であ

り、様々な影響が生じるものと想定されます。

今後の本市の財政見通しでは、歳入の約6割を占める市税収入が税制改正の影響などにより平成35年度までに約36億円減少すると見込まれ、また歳出では急速な少子・超高齢化に伴い社会保障関係経費が大きく増加し、特に扶助費は平成35年度までに一般財源ベースで約42億円増加すると見込まれています。

平成28年度当初予算編成においては、予算査定において解消できなかった財源不足額7億円について財政調整基金を活用して対応を図りましたが、今後継続的な基金の活用は困難であり、基金に依存しない歳入に見合った事業規模による予算編成への転換が必要となっています。

### (3) 今後に備える改革に踏み出すことについて

第3次行革の結果、職員数で176人の減、財源効果額として約127億円の削減効果を達成しました。しかしながら、複雑多様化する行政需要の増大、少子高齢化の進展による扶助費の増加、老朽化したインフラの更新など、行政需要の増大に対処してきたため、職員数については平成28年度当初においては、平成23年度比で、323人増加し、財政規模については平均的に一般会計ベースで1200億円規模だったものが、1400億円規模に増大しており、今後も義務的経費は右肩上がりに上昇していくと想定されます。

このように、2025年問題における超高齢化の進展、生産年齢人口の減少等の課題を踏まえると、継続的な厳しい財政状況は不可避であります。また、東京2020オリンピックの開催やセーフティネット、公共施設等総合管理に係る行政需要の増大が見込まれますが、このような中であっても、政策的な取組を確実に実行し、持続的な行政運営、都市形成を図るために、今後に備える改革に踏み出す必要があります。

## 2 (仮称) 行財政改革2020策定のための基本的な視点

### (1) 持続可能な行財政運営のための一体的な取り組み

現行の「新・行革」は平成29年度までの実施期間としているが、次期の「市政運営の総合指針」と検討期間・実施期間を一致させた「(仮称) 行財政改革2020」の基本方針を、平成28年度中に新たに策定するとともに、具体的実

施方針の策定に向けた作業を行います。また、中期財政見通しや公共施設再整備プランの見直し、定員管理基本方針の改定などとも密接に連携を図ります。

なお、現行の「新・行革」については、平成28年度中は引き続き取り組み、平成29年度からスタートする「(仮称)行財政改革2020」に統合することを基本とします。

## (2) 職員の意識改革

2025年問題に象徴される今後予測される社会経済状況や、中期財政見直しをはじめとした本市の財政状況を全庁で共有し、「(仮称)行財政改革2020」の取組の必要性を全職員で認識し、未来志向で取り組みます。

## (3) 本市の「強み」の把握

本市の施策(事業)を分析し、他市にない「強み」を把握することを併せて行い、財政的な優位性に基づく事務事業の「強み」だけでなく、市民活動が活発であるという「市民力」の高さを含め、市民とも共有します。

## (4) 多様な主体との協働のさらなる推進

これからの多様な行政ニーズへ、きめ細やかに応えていくためには、市民や自治会・町内会等のコミュニティ組織、出資法人その他NPOなど、多様な主体と協働し、市民に高い価値を提供していくために、マルチパートナーシップのしくみづくりを引き続き支援・調整します。

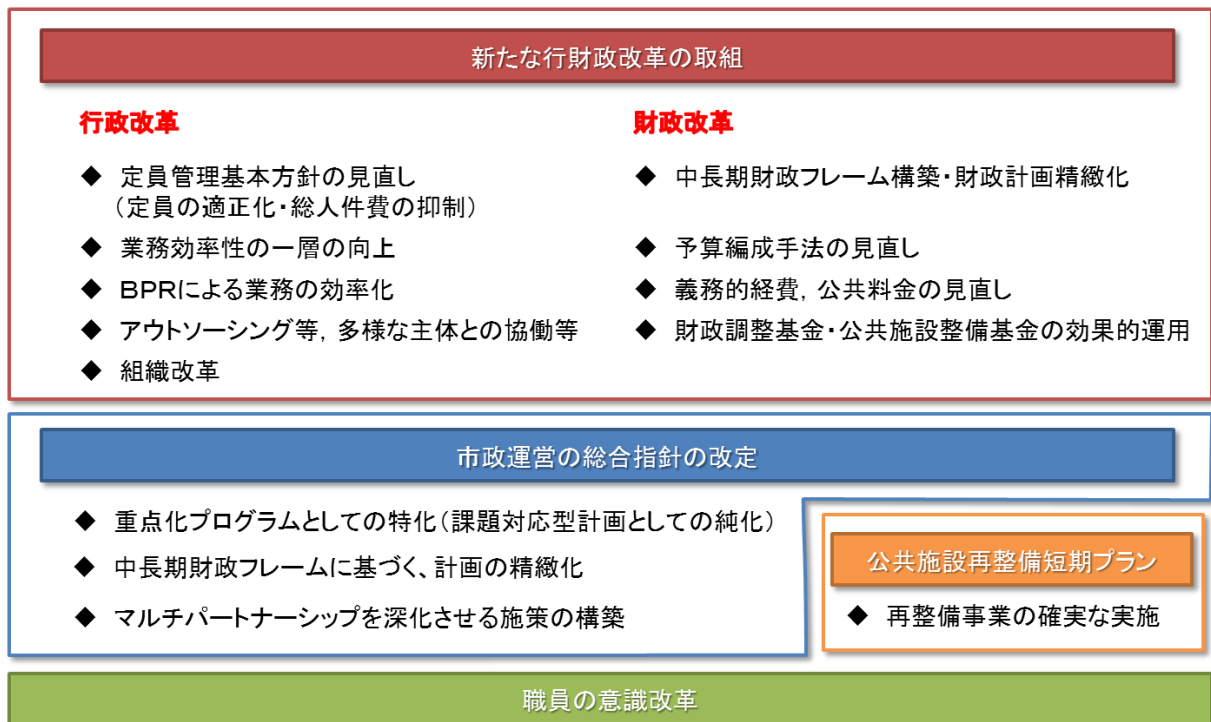
# 3 (仮称)行財政改革2020の基本的な枠組み

## (1) 行政改革

定員管理基本方針の見直しによる定員抑制、人件費抑制等を実施することに伴い、業務効率性の一層の向上、BPRによる業務の効率化、アウトソーシングや多様な主体との協働等に取り組みます。また、人事評価、人材育成、組織改正等による組織改革を推進します。

## (2) 財政改革

中期的な財政見通しをより精緻化し、予算編成、予算執行など財政運営の抜本的な見直しを行い、次代に大きな負担を先送りすることのないよう、未来へ向けた確かな財政基盤の構築を図ります。また、義務的経費、公共料金の見直し等により、更に深化した財政改革に取り組みます。



#### 4 (仮称) 行財政改革 2020 の進め方

##### (1) 実行プランの策定

平成29年度は、平成28年度の基本方針の策定に続き、具体的な取り組み内容・項目を実行プランとして定めます。(「新・行革実行プラン」からの継続を除く)

##### (2) 取組期間

平成29年度から平成32年度までの4年間とする(市政運営の総合指針の計画期間を一致させた取組)。

##### (3) 進行管理

「実行プラン」の進行管理については、行政改革主管課と行財政改革協議会で行い、進行管理に関わる全体調整は、行財政改革推進本部で行います。また、進行状況については、市議会「行政改革等特別委員会」に定期的に報告するとともに、市民へ積極的に情報提供を行います。

#### 5 今後のスケジュール

平成28年 7月 第2回～5回行財政改革協議会

- ～10月 「基本方針」策定に向けた意見聴取, 「基本方針」案策定
- 11月 行政改革等特別委員会 (「基本方針」案を報告)
- 12月 パブリックコメントの実施
- 平成29年 1月 第6回行財政改革協議会
- 2月 行政改革等特別委員会 (「基本方針」を報告, 確定)

以上